

富山労働局発表
令和7年7月7日

【照会先】
富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 山田 和宏
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

令和7年度第2回富山地方最低賃金審議会を開催します ～ 富山県最低賃金の改正決定を諮問 ～

標記審議会を下記により開催いたしますので、お知らせします。

今回、富山労働局長(小島^{こじま} 悟^{さとし}司)は、富山地方最低賃金審議会(会長 柳原^{やなぎはら} 佐智子^{さちこ})

に対し、富山県最低賃金(現行時間額 998 円)の改正決定を諮問します。

記

- 1 日 時 令和7年7月15日(火) 午前10時00分から
- 2 開催場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
(富山市神通本町1-5-5)
- 3 議 事 (1) 富山県最低賃金の改正決定について(諮問)
(2) 富山県最低賃金審議運営事項(案)について
(3) 当面の審議日程(案)について
(4) 最低賃金に関する基礎調査の実施について

(参考) 最低賃金改正手続きの流れは別紙のとおりです。

取材を希望される場合は、審議会資料を準備しますので、7月14日(月)までに、上記照会先あてご連絡をお願いします。

なお、カメラ撮影は冒頭から諮問文を手渡すところまでで、その後の審議内容の撮影・録音は、ご遠慮いただきますようお願いします。